

( 37-EF320-09-01-02-21-00 )

産業振興部農林基盤整備課

審査 設計者

# 令和 7 年度 実施設計書

工事番号  
(設計書コード) 37-EF320-09-01-02

建設工事名 令和7年度(適正化)白岩頭首工(仮宿)取水口改良工事

地区箇所名 建設工事箇所 藤枝市 仮宿 地内

建設工事金額

工 期 令和 8年 2月10日限り 週休2日推進工事補正 (補正なし)

建設工事概要	開閉器設置	1	基
	付帯電気設備	1	式

歩掛・単価適用年度 令和 7年 4月 基本単価 令和 7年 4月 地区コード 220 地区

起 終 点 指 定 ⇔

内訳表、施工単価表に記載されている機械の機種などは該当機種の使用を指定するものではなく設計上の参考である

# 位置図

S=1:10,000



岡部町村良

岡部町村良

村良下橋

村良下橋

浅間神社

浅間神社

常願寺

常願寺

岡部町子持坂

岡部町子持坂

子持坂ふれあいセンター

子持坂ふれあいセンター

萬松院

萬松院

藤枝市岡部支所

藤枝市岡部支所

市民ホール

市民ホール

岡部公民館

岡部公民館

岡部小学校

岡部小学校

岡部市民体育館

岡部市民体育館

岡部公園

岡部公園

岡部町内谷

## 請 負 費 構 成 表

項 目 名	単 位	数 量	金 額	備 考
(1) 工事価格				
(2) ・工事原価				
(3) ・・製作工事原価				
(4) ・・・直接製作費	式			
(5) ・・据付工事原価				
(6) ・・・直接工事費	式			
(7) ・・・間接工事費				
(8) ・・・・共通仮設費				
(9) ・・・・・共通仮設費(率分)	%			
(10) ・・・・現場管理費	%			
(11) ・・・・据付間接費	%			
(12) ・・設計技術費	%			
(13) ・一般管理費等	%			
(14) 純工事費				



# 工 事 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
製作工事					
- 開閉器設置	基	1			コメント行
- 付帯電気設備	式	1			コメント行
- 小形水門扉製作工	式	1			
-- 扉体工	式	1			
--- 扉体工(機器単体費)	式	1			
---- 機器単体費	式	1			T0004 第 1号表
直接製作費					
間接労務費					

# 工 事 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
工場管理費					
間接製作費					
製作工事原価					
据付工事					
- 輸送費	式	1			
-- 輸送費	式	1			
--- 輸送費(小形水門)	式	1			
---- 輸送費 河川用水門設備 小型水門 プレートガーダ構造ローラゲート・スライドゲート	式	1			

# 工 事 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
- 小形水門扉据付工	式	1			
-- 小形水門扉据付工	式	1			
--- 水門扉据付工及び直接経費(小形水門)	式	1			
---- 据付労務費	式	1			T0012
---- 既設開閉器撤去工 据付労務費の50%	式	1			T0017
---- 据付材料費 小形水門扉(二次側電気配線配管無し)	式	1			第 3号表
---- 補助材料費(据付) 小形水門設備	式	1			第 4号表
---- 電気材料費 一次側(引込-操作盤)	式	1			第 5号表
---- 直接経費	式	1			第 6号表
	式	1			T0021
	式	1			第 7号表
	式	1			T0010
	式	1			第 8号表

# 工 事 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
--- 仮設工					
	式	1			
---- 交通誘導警備員B					
	人	10			
直接工事費計					
工種区分 水門設備					
共通仮設費 (地域補正しない)					
	式	1			
共通仮設費計					
純工事費計					
現場管理費 (地域補正しない)					
	式	1			
据付間接費 (小形水門設備(維持修繕))					
	式	1			

## 工 事 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
据付工事原価					
製作据付原価					
設計技術費 (小形水門設備)	式	1			
工事原価計					
一般管理費等 (金銭的保証を必要とする)	式	1			
工事価格計					
消費税相当額	式	1			
請負工事費					

T O O O 4		機器単体費		第 1号表	
金 円		1 式当り			
積 算 項 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
電動ラック式開閉機 単動型 20KN 見積	台	1			
ラック棒 SUS304 見積	本	1			
ラックカバー 見積	本	1			
機側操作盤 SUS304 見積	面	1			
計					

輸送費

河川用水門設備 小型水門 プレートガーダ構造ローラゲート・スライドゲート

第 2号表

金 円 1 式当り

積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
輸送費	式	1			
計					

1, #等: 諸経費等対象額

T O O 1 2		据付労務費		第 3号表		
金 円		1 式当り				
積 算 項 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
機械設備据付工 (開閉器)	人					
普通作業員 (開閉器)	人					
計						

1, #等: 諸経費等対象額

TOO17		既設開閉器撤去工 据付労務費の50%		第 4号表	
金	円	1 式当り			
積	算	単	数	単	金
目	目	位	量	価	額
					摘
					要
機械設備据付工					
		人			
普通作業員					
		人			
計					

据付材料費  
小形水門扉（二次側電気配線配管無し）

第 5号表

金 円 1 式当り

積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
据付材料費	式				
計					

1, #等: 諸経費等対象額

工種区分=小形水門扉（二次側電気配線配管無し）

補助材料費(据付)  
小形水門設備

第 6号表

金 円 1 式当り

積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
補助材料費(据付)	式				
計					

1, #等: 諸経費等対象額

T O O 2 1		電気材料費 一次側 (引込-操作盤)		第 7号表	
金 円		1 式当り			
積 算 項 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
引込開閉器盤 見積	面	1			
引込柱 見積	本	1			
計					

T O O 1 0		直接経費		第 8号表	
金 円		1 式当り			
積 算 項 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
トラッククレーン オペレータ付き ラチスジブ型、油圧伸縮ジブ型4.9 t吊	日				1 賃料
アーク溶接機 定格二次電流 200-250 (A)	日				1
雑器具損料	%				
計					

## 工事写真の電子データに関する特記仕様書

### 第1条（工事写真の提出）

当該工事（以下「本工事」という。）の工事写真を電子データの対象とするか否か、受注時に発注者、受注者協議の上、選択できるものとする。対象とした場合に必要な事項を以下のとおり定める。

### 第2条（工事写真）

工事写真は「写真管理基準」により撮影したものを指す。

### 第3条（電子データの作成）

電子データは、国土交通省版の「デジタル写真管理情報基準」に基づいて作成するものとする。

### 第4条（提出方法）

納品は要領に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で2部提出する。  
なお、納品の際には事前にエラーチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで納品するものとする。

### 第5条（定めなき事項）

本仕様書および共通仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、必要に応じ監督員と協議するものとする。

## 情報共有システム（ASP）の活用に関する特記仕様書

### 第1条（情報共有システムの活用）

本工事は、発注者及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム(ASP)の対象工事である。実施にあたっては「藤枝市における情報共有システム活用要領」及び「藤枝市における情報共有システム活用の手引き」に基づき実施する。受注者は、情報共有システムの利用の有無を発注者と協議し決定する。利用する場合に必要な事項を以下のとおり定める。

### 第2条（システムの選定）

受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、発注者と協議し承諾を得なければならない。利用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

- ・「土木工事」の場合

工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（最新版）

（国土交通省）

- ・「建築・建築設備工事」の場合

工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 営繕工事編（最新版）

（国土交通省大臣官房官庁営繕部 整備課施設評価室）

### 第3条（利用契約）

発注者及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数やワークフロー機能の対象者等については、「事前協議チェックシート」に基づき、担当監督員と協議するものとする。

### 第4条（費用負担）

情報共有システムを利用する発注者及び受注者の費用は、情報共有システムへの登録料及び使用料であり、設計図書における経費のうち、共通仮設費の率分（技術管理費）に含まれるものとし、受注者の負担とする。

## 遠隔臨場の試行に関する特記仕様書

本工事（業務）は、遠隔臨場の試行の対象であり、受発注者間の調整により、遠隔臨場を実施することができる。

### （定義）

第1条 遠隔臨場とは、建設現場において、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会・段階確認及び検査のことをいう。

### （適用）

第2条 遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等で撮影した映像と音声を監督員又は検査員等にリアルタイム配信を行い、双方向通信により相互に確認を行うことにより、必要とする情報の入手が可能と監督員又は検査員が判断した場合に限り、臨場又は実地に替えることができるものとする。

### （実施方法）

第3条 受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。

#### （1）事前調整

受注者は、監督員と遠隔臨場の実施日時、適用（確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーションまたはサービス）、その他必要な事項について調整する。なお、電話、メール等での調整を可とする。

#### （2）実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員又は検査員の映像を含む写真等のいずれかの記録を行うものとする。

遠隔臨場が行われた内容の記録は、監督員又は検査員の臨場又は実地に替えて黒板に遠隔臨場であることを明記した写真により行うものとする。

### （実施手続）

第4条 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。

#### （1）事前調整

受注者は、遠隔臨場の実施について、監督員と事前調整する。

#### （2）立会・段階確認、検査の申請

受注者は、遠隔臨場を実施する場合、段階確認・立会願（第2号様式）の確認項目欄又は検査依頼書の検査の種類欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。

ただし、監督員又は検査員が臨場の必要があると判断した場合は、遠隔臨場による申請を行った場合においても、臨場により実施するものとする。

#### （3）立会・段階確認、検査の実施

受注者は、実施予定日時に、監督員又は検査員に対して通信を開始して実施する。

ただし、監督員又は検査員が必要とする情報が得られないと判断した場合は、遠隔臨場を中止し、通常の臨場による確認を実施するものとする。

#### （4）立会・段階確認、検査の確認

受注者は、遠隔臨場による立会・段階確認を実施した場合、段階確認・立会願（第2号様式）の確認書に、実施記録を添付し監督員に提出するものとし、遠隔臨場による検査を実施した場合は、検査終了後速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。

(機材等の手配・仕様)

第5条 受注者は、以下の項目により遠隔臨場に必要な機器等を準備するものとする。

- (1) 受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行う。
- (2) 発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等を利用する。
- (3) 利用するアプリケーションまたはサービスは、発注者が保有するタブレット端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して新たな費用負担が生じないものを受注者が選定する。

(費用)

第6条 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費（業務の場合は諸経費）の率分に含まれるものとし、別途計上しない。

(調査への協力)

第7条 受注者は、遠隔臨場を実施した場合、有効性や効果、課題等について把握するためのアンケート調査等に協力する。

## 交通誘導員の配置に関する特記仕様書（標準）

（交通誘導員の設計計上数量）

第1条 本工事の施工に際しては、設計書に計上した交通誘導員の人員を配置する。なお、配置場所等については、監督員と協議するものとする。

（安全対策）

第2条 受注者は、工事の施工に当たって交通整理等を行うときは、公共工事の円滑な執行に資することを理解し、事故のないよう適正に工事を実施しなければならない。

2 受注者は、工事の施工にあたって、交通整理等を行うときは、配置人員、配置位置及び配置期間等について、監督員と協議を行わなければならない。また、計画に変更が生じた場合も同様とする。

3 受注者は、工事の施工にあたって交通整理等を行った場合、工事完了時に実施内容の判る写真、交通誘導員勤務実績表を併せて提出しなければならない。

（その他）

第3条 交通誘導員は、原則、警備業法（昭和47年法律第117号一部改正平成16年法律第50号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置するものとする。

2 現場代理人は、交通誘導員について、住民等から意見があった場合は、速やかに監督員へ報告し、協議を行うものとする。

3 現場代理人は、交通誘導員の点呼を取り、交通誘導員の健康状態や交通整理状況を常時把握し、異常のあるときは速やかに警備会社へ連絡し、交替を要請するとともに、交替要員が現場に到着するまでの間、交通誘導を要する現場作業は控えるものとする。

4 現場代理人は、施工区域内において、複数の他工事が重複する場合は、事故の未然防止及び安全対策に万全を期するとともに、他工事との調整等を図るなかで、交通誘導員を適正に配置するものとする。

## 個人情報取扱特記仕様書

### 1 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

### 2 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 3 収集の制限

- (1) 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

### 4 利用及び提供の制限

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### 5 適正管理

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 6 複写又は複製の禁止

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、複写し、又は複製してはならない。

### 7 再委託の禁止

受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

### 8 資料等の返済等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### 9 従事者への周知

受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

### 10 実地調査

発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による事務の執行に当たり取扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

### 11 事故報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

## 障害者差別解消法等に基づく差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供についての留意事項に関する特記事項

(受注者の責務)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第10条第1項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」(平成28年3月11日藤枝市長決定)第2条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第3条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。